2016 年度海外制度調査

# 小口貨物の通関・関税制度
# （フィリピン）

２０１７年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易投資相談課

マニラ事務所

# 目次

I. 関税制度の概要および通関手続. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 1
1. 関税制度の概要 . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 1
2 通関手続き . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 1
3. 免税輸入 . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 5
4. 大口貨物と小口貨物. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 7
5. 国際宅配便・国際郵便. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 7
6. 個人輸入・贈答品. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 8
7. 職業貨物・引越し貨物. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 9
8. 旅具通関制度 . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 10
II. 他法令による個人輸入の数量限度. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 10
1. 食品 . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 10
2. 化粧品 . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 10
3.医薬品 . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 10
4.医療機器 . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 11
III. 輸入禁止および輸入制限品目. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 11
1.輸入禁止品目 . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 11
2. 輸入制限品目 . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 12
IV. 展示会出品用貨物について. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 12
V. その他、小口通関に関して日本の輸入者が留意すべきこと. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 12
1. 物品税 (Excise Tax) . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 12
2. 経済連携協定 . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 16
3. 関税・通関制度の今後. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 16
VI. 各記載内容の根拠法、条文各リンク. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 17

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## I. 関税制度の概要および通関手続

### 1. 関税制度の概要

フィリピンでは、かつてはフィリピン関税規則（Tariff and Customs Code of the Philippines）が通関手続きおよび通関制度を包括的に規定していたが、2016 年 6 月、新たに関税および通関について規定する共和国法第 10863 号、税関近代化および関税法（Customs Modernization and Tariff Act. 以下、単に「関税法」とする）が施行された。

以下、関税法および財務省関税局（Bureau of Customs: BOC）の通達やガイドライン、行政命令などを参考に、小口貨物の通関・関税制度について概観する。

関税法の対象となる「輸入」行為は、「消費、貯蔵または手続きなどの目的を問わず、外国領域からフィリピン領域内に貨物を持ち込む行為」であり〔関税法第 102 条（z)〕、運搬船舶または航空機が荷下ろしの意図をもってフィリピン領域に入った時点から開始する（関税法第 103 条)。また、原則として、フィリピンに輸入されるすべての貨物（フィリピンから輸出した貨物を含む）は、関税法その他の法律に別段の定めのある場合を除き、輸入時に関税が課税される（関税法第 104 条)。

また、以下の行為をもって、フィリピンへの輸入完了とみなす。

(1) 貨物の入国港において関税、その他の輸入税および課徴金が既に支払われ、または支払いが担保されたとき〔関税法第 103 条（a)〕

(2) 貨物に関税・租税その他の料金が課されないとみなされたものの、適法に関税局の管轄下におかれているとき〔関税法第103条（b)〕

### 2 通関手続き

#### (1) 通常通関と簡易通関

輸入通関には、通常通関（Formal Entry）と簡易通関（Informal Entry）の 2 つがあり、貨物価額によって分類される（関税法第 402 条)。

通常通関の場合には、輸入申告書を提出すると共に、信用状（L/C）その他支払いを証明できる商業書類、または輸出のための売買がない場合には当該貨物の商業的価値を示す商業書類を提出しなければならない（関税法第 402 条)。

一方、簡易通関の場合には上記書類を提出する必要はない。

商業用貨物で FOB 価格または FCA 価格が 5 万ペソ未満の場合、通常通関に代えて簡易通関が認められる〔関税法第 402 条(a)。当該額はフィリピン統計庁(Philippines Statistics Authority: PSA）の消費者物価指数を参考にして 3 年ごとに見直される〕。また、商業量に達しない身の回り品や家財道具についても簡易通関が適用される〔関税法第 402 条(b)〕。さらに関税局とフィリピン郵便（Philpost）との覚書（2014 年 10 月 14 日付、後述）により、郵便物についても簡易な通関（Simplified procedure）が適用される（関税法第 438 条)。



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

（2）貨物の申告

フィリピンに輸入されるすべての貨物は、入国港の税関を通じて搬入されるか、自由貿易地域を通じて搬入・搬出される（関税法第 400 条）。別段の定めのない限り、すべての輸入貨物については、船舶または航空機からの貨物の最後の荷卸しから 15 日以内に、関税局に輸入申告書を提出しなければならない。当該期間は当初期間内の申請によりさらに 15 日間延長されうる（関税法第 407 条）。

輸入申告書には下記情報を記載しなければならない（関税法第 411 条）。

- 荷受人の氏名、輸入船舶または航空機名
- 仕出港、仕向港および到着日
- 貨物の数および記号、ばら積みの場合は数量
- 貨物の性質および正確な商品名
- 正式な送り状に記載された価額
- 法令法規により要求されるその他の情報

さらに、輸入申告書には下記声明が含まれなければならない（関税法第 412 条）。

- 送り状および輸入申告書には、既に支払われた、または支払われるべき貨物の価格、実際に支払われた、または支払われるべき価格の修正に関する正確かつ誠実な報告が記載され、フィリピン政府が当該貨物に対し法的に課せられるべき関税および租税を見逃すような、割愛・秘匿された部分は存在しないこと
- 申告者が知り、信じるかぎり、当該貨物に関係するすべての送り状および船荷証券、航空運送状は、当該輸入に関して唯一の現存するものであること、およびこれらの書類が申告者により受領された時と同じ状態であり、当該点に関する申告があらゆる点で真正かつ真実であること

申告者が必要情報の一部を有しない場合であっても、事例により、関税局により暫定的かつ不完全な輸入申告書が有効とみなされ、提出が認められる場合がある。ただしこの場合には暫定的な輸入申告書の提出から 45 日以内に情報を追加し、完全なものにしなければならない（関税法第 411 条）。

貨物申告は、共和国法 8792 号（2000 年度電子商取引法）により、電子申告することもできる（関税法第 412 条）。

輸入される貨物の送り状には以下の内容を記載する必要がある（関税法第 414 条）。



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

- 既に支払われ、または支払われるべき金額
- 関税法701条に規定する既に支払われ、または支払われるべき金額に対する修正（インボイス金額に含まれていない場合）
- 売主および買主の氏名ならびに売買の時期および場所
- 入港する港の名称
- 関税分類の特定、関税評価および統計的目的のために、貨物の特定に十分な記述、正確な商品名、慣習的条件または商取引上の指示、等級または品質、数量、売手または製造者により販売される際の記号または符号（貨物の梱包の荷印および数量を含む）
- 貨物の重量および寸法
- 法令に規定された当該貨物の適切な検査、関税評価および関税分類の決定に必要なその他の事実

上記は、売買によらず委託者による委託販売品、リース物品、サンプル、寄贈品、仮送り状またはその他の無為替送り状などの輸入についても、可能な限り適用される。

（3）貨物の検査

貨物の検査は、関税局から求められた場合、輸入申告書の提出後遅滞なく行われ、生きた動物、傷みやすい貨物その他の即時検査を要する貨物に対して優先的に行われる（関税法第419条）。

関税局は原則として申告者または権限を有する代理人の立ち合いの下で検査を行うが、例外事由および有効かつ正当な事情がある場合にはこの限りでない（例外事由については後述する）。

関税局は、輸入申告書の記載内容、申告価格、法律の適合性を確認するために必要な範囲でのみサンプルを取得しなければならず、抽出されるサンプルは可能な限り少量でなければならない。

関税局は、国際的に認められた基準に従って、X線検査などの非開扉検査を行うことがある。また、以下の場合には現物検査が行われる（関税法第420条）。

- 不名誉な情報を理由として関税局長が検査するよう指示をした場合
- 当該貨物が所轄機関から発された注意喚起の対象である場合〔「注意喚起」とは、法的不適合の可能性のある不名誉な情報に基づき、関税局長に権限を付与された各税関職員による書面による命令をいう（関税法第1111条）〕
- 当該貨物が現物検査の対象として電子システムで選定された場合
- 輸入申告書および通関手続過程において争点・論争がある場合



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

・　輸入者または申告者が貨物の検査を要請した場合

一方、関税局長は、権限を付与された認定事業者（Authorized Economic Operator：AEO）の貨物または関税局の既存の貿易手続簡易化プログラムにおいて提供された貨物については、現物検査を免除することができる（関税法第420条）。

なお、検査に要する費用は、適正な計算および書面に基づき輸入者または輸出者が負担する。貨物の荷役、保管その他必要なあらゆる手続きに関し、関税局の権限で費用が徴収され得る（関税法第422条）。

（４）税関による貨物の評価と税額の決定

税関職員は、輸入貨物の関税および諸税の評価を目的として、貨物を分類し、支払うべき関税やその他の税額を決定する。また、関税法に定める評価報告書を準備し提示しなければならない（関税法第 424 条)。

税関申告書が暫定的なものであるときには、税関の評価についても暫定的なものとみなす。申告者が追加的な情報や書類で最終的な調整と提出を行うことにより、税関の評価も最終的なものとなる（関税法第 426 条)。

地域担当官により最終的に承認または修正されて通過した評価、分類、または差し戻しについては、次の場合を除いて変更または修正することはできない（関税法第 427 条）。

・　関税の支払い後1年以内に、関税法第912条に従って誤りがある旨の陳述がなされ、地域担当官が承認した場合
・　評価または分類の信頼性が低いとみなされる場合において、関税の支払い後15日以内に、地域担当官から関税局長への申し立てにより再評価または再分類が請求された場合
・　評価または差し戻しの結果に不服のある利害関係者が、地域担当官に対し再評価と再分類の請求を、適切な時期に抗議という形で申し立てを行った場合
・　関税法に基づく適法性監査後、関税局長により要求があった場合

評価は、輸入者または荷受人が評価通知書を受領してから15日後に最終的なものとみなされる（関税法第429条）。詐欺行為がない中で貨物が最終的に評価され引き渡された場合には、最後の関税および諸税の支払日から3年後、または事後監査終結時に当該評価が全当事者に対し確定する（関税法第430条）。

申告された貨物は、関税、輸入税その他法令に定める課徴金が支払われ、または担保され、関連するすべての法令法規に適合する場合には、次の場合を除き引き渡される（関税法第431条、435条、436条）。



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

・　地域担当官が管轄裁判所から輸入貨物の運賃、はしけ運搬費用または共同海損に関して権限に基づく法的命令を受けた場合
・　貨物に対する罰金または課徴金が未納である場合

### 3. 免税輸入

フィリピンに輸入されるもので以下の貨物または費用に対しては関税（輸入税）が免除される（関税法第800条）。

a. フィリピン籍の漁船によって直接輸入される水産物
b. 船舶や航空機の引き揚げ（サルベージ）に必要な機器
c. フィリピン籍の船舶や航空機を海外で修理した際の修理費用
d. 再輸出されることを条件に修理､加工､または再調整のために輸入された貨物｡ただし、一時輸入措置として、関税および諸税の合計額と同額の担保を関税局に提供することが求められる。
e. 競技などで得たメダルやカップなどの賞品
f. 6カ月以上海外に滞在し帰国するフィリピン人の場合、海外に10年以上滞在し過去10年以内に免税優遇を受けたことがない場合には上限35万ペソ、海外に5年以上10年未満滞在し過去5年以内に免税優遇を受けたことがない場合には上限25万ペソ､海外に5年未満滞在し過去6カ月以内に免税優遇を受けたことがない場合には上限15万ペソまでが免税となる（上記各価額は3年ごとに見直される）。
g. フィリピン居住者、海外就労フィリピン人（Overseas Filipino Workers: OFW）その他のフィリピン人が帰国の際に携帯し、あるいは家族や親類に送付する寄贈品（Balikbayan Boxes、後述）。個人使用目的であることに加え、価額が15万ペソを超えないこと、また、1暦年での利用は3回までであること（当該価額は3年ごとに見直される）。
h. 旅行者の衣服、装飾品などの携帯品。ただし、宣誓書または関税および諸税の合計額と同額に相当する担保の提供などを条件とする。その他フィリピン政府の要請で派遣される外国人専門家やコンサルタントらが持ち込む携帯品や引越し荷物。ただし、宣誓書または関税および諸税の合計額と同額に相当する保証金の支払いなどを条件とする。
i. フィリピン人やフィリピンに定住する者(またはその家族)が持ち込む職業用具､衣服、国内の動物、個人の携帯品、または家財道具。ただし、自動車や製造機械などは含まれない。
j. 公演もしくは展示、競技会のために持ち込まれた貨物。ただし、関税および諸税の合計額と同額に相当する担保の提供などを条件とする。
k. 外国の映像プロダクションがフィリピンを撮影地として撮影するために持ち込む貨物。ただし、関税および諸税の合計額と同額に相当する担保の提供などを条件とする。



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

l. 外国の外交官や外国の政府機関などが公用もしくは私用のために持ち込む貨物。ただし、フィリピン外務省（Department of Foreign Affairs: DFA）と当該外国政府との特別な協定が必要である。
m. フィリピン政府または非営利の救済組織に寄付される無料配布用の物資。ただし、当該救済組織が社会福祉開発省（Department of Social Welfare and Development : DSWD）、教育省（Department of Education: DepED）または保健省（Department of Health: DOH）の認可を受けていることが条件となる。
n. セメント輸出用のクラフトペーパーバッグ、またはバナナ、マンゴー、パイナップルなどの輸出用生鮮果物を収納するための段ボール箱。ただし、関税および諸税の合計額と同額に相当する担保の提供などを条件とする。
o. 航海中に必要となる船舶や航空機向けの必需品や供給品
p. 沈没船などから回収した貨物。ただし海難事故後またはその報告後2年以上が経過していることを条件とする。
q. 遺体、遺骨または遺灰の入った棺桶や骨壷、故人の所有していた（自動車を除く）携帯品や家財道具などで価額が1万5,000ペソ以内のもの。
r. 事前に財務省の認可を受けた見本品、事前に保健省の認可を受け、”Sample-sale punishable by law”（見本品の販売は法により罰せられる）と表示した医薬品（フィリピン市場に導入する目的で輸入されるフィリピンで入手不可能な新薬で1回の輸入に限る）および価額が5万ペソ以下の商業見本。
s. 研究、実験または繁殖目的の植物その他の植物学的または動物学的もしくは国防の目的のもの。ただし、フィリピン政府または認可機関から認可を受けていることが条件とされる。
t. 経済、技術、科学、歴史、文化、宗教など教育や学問のための書籍類。
u. フィリピンから輸出されたフィリピン産製品、道具、機械、設備等で、フィリピン人が海外で自身の事業や職業のために使用し、付加価値や加工が加えられていないもの。一時的に展示、検査または実験のために輸出された後再輸入される科学、教育用の物品。フィリピンから輸出した際使用され、当該輸出者によって再輸入される空の容器でその後販売されないもの。
v. 航空機の定期便で使用される航空機、設備、機械、交換部品、機内販売品、機内食、燃料など。ただし、国内で調達が困難な場合に限る。
w. 鉱石を精錬するために必要な機械、設備、道具、部品、原料、爆発物、運搬用機材など。ただし、環境天然資源省（Department of Environment and Natural Resources : DENR）などから認可を受けていること、国内で調達が困難であることなどが条件とされる。
x. 外国貿易のために使用される航空機や船舶のための緊急修理用の交換部品
y. 修理、再調整等のためにフィリピンから輸出され、実質的な付加価値を伴うことなくそのままの状態で元の場所に再輸入された貨物



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

z. 船会社によって輸入されるコンテナ貨物運搬トレーラー向けのシャーシー。ただし、関税および諸税の合計額と同額相当の担保を関税局に提供する必要があるほか、陸運局(Land Transportation Office: LTO) への登録を行い、不使用期間中は税関が管轄する区域に保管するなどの条件を満たす必要がある。

### 4. 大口貨物と小口貨物

一人の荷受人に対する荷物がコンテナ一個分を満たす貨物を大口 (Full Container Load: FCL) 貨物という。これに対し、貨物量が一個のコンテナに満たず、同じ仕向地に発送する他の荷主の貨物と混載される貨物を小口 (Less than Container Load: LCL) 貨物という。LCL 貨物の場合は、貨物の到着に先立つ積荷目録の送付と、入国港到着後の関税局への目録の送付が必要となる (関税法第 1204 条)。また、船会社や非船舶運航業者 (Non Vessel Operating Common Carrier: NVOCC) などの業者は、仕出港を出発する 24 時間前までに、貨物事前申告、舶来輸入品目録、混載貨物目録を関税局に対して電子的に送付しなければならない (通関行政令第 01-2016 号)。

### 5. 国際宅配便・国際郵便

国際宅配便または国際郵便サービスを利用して貨物をフィリピンに輸入する場合にも原則として関税が課せられる。

国際宅配便サービスを通じてフィリピンに輸入される貨物の通関手続きについては、関税局がフィリピン郵便 (Philpost) と覚書 (2014年10月14日付) を締結している。

当該覚書に基づき、国際宅配便サービスを通じた輸入は下記ガイドラインによる取り扱われる。

- フィリピン郵便から派遣された郵便職員が、関税局職員の立ち会いの下、税関の郵便物集積倉庫において到着した郵便袋を受け取る。
- フィリピン郵便職員と税関職員が郵便袋を開封し、国際スピード郵便 (Express Mail Service: EMS)、航空便 (Mail Processing Office: MPO)、エコノミー航空便 (Surface Air Lifted: SAL) に分類する。郵便袋がリスクの高い国からの輸入である場合や禁止または規制貨物に該当することが疑われる場合には、郵便物に対してX線検査が実施される。
- フィリピン郵便職員の立ち会いの下、税関職員が検査合格とする郵便物と要検査郵便物に分類する。税関職員により要検査と認められた場合には、税関の検査担当職員が開封して現物検査を行い、課税郵便物と認められる場合には簡易通関手続の書類を発行する。開封された郵便物は税関職員の立ち会いの下でフィリピン郵便職員が再度封印し、「税関検査のため開封済み」のスタンプを押捺する。
- 課税郵便物に対して税関職員が発行した請求書はフィリピン郵便職員にも転送され、



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

フィリピン郵便職員は郵便の受取人に電話、SMS、メール、書面などにより課税額を通知し、受取人リストを税関職員に転送する。
- 郵便の受取人が判定を受け入れた場合には、関税局からフィリピン郵便に請求書が送付され、フィリピン郵便が簡易通関書類と共に郵便物を配達し、関税を徴収する。

関税局通達第040-98号は、国際宅配便に関するガイドラインやその通関手続きなどを定めている。これによると、各空港などにある関税局の宅配便通関事務所が出先機関となり、インターネットや窓口で受理した運送状や送り状、パッキングリストなどの情報を一元管理し、通関手続きを行うこととされている。

なお、国際宅配便での送付が禁止されている貨物、宅配便の梱包寸法や貨物量制限については同通達により以下のとおり定められている。

- 国内法で輸入が禁止、もしくは制限されている貨物（輸入禁止および輸入制限品目についてはIV. 輸入禁止および輸入制限品目の項を参照）
- 危険品
- 高価な貨物
- 生きているものまたは冷蔵の動物・魚・鳥類など
- 食品や腐りやすい貨物
- 遺体
- 現金（現金に相当する債券なども含む）
- 旅行者およびフィリピン人海外就労者の携帯品など

また、宅配便の梱包寸法や貨物量制限について以下のとおり定められている。

- 1パッケージ当たりの重量はできるだけ30キロを超えないこと。
- パッケージの幅寸法は各辺が1.5メートルを超えず、2辺の合計が3メートルを超えないこと。
- 送り状に可能な限り関税分類番号（HSコード）などで品目を適切に表記すること。
- 低価格カテゴリーの貨物パッケージの場合、異なる品目の貨物が5品目を超えないこと

## 6. 個人輸入・贈答品

### （1）個人輸入

フィリピンへの個人輸入の数量限度については、前記のとおり免税となる個人消費・使用分として持ち込む旅具や引越し荷物などを除くと、基本的に商業用貨物として一般の通関手続きを要し（課税対象）、一定の量額を超える場合には各種ライセンスの取得が必要



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

となる。
　食品、化粧品、医薬品・医療機器については、個人消費量や個人使用の範囲を超えているとみなされると、いずれも輸入者（荷受人）が保健省食品医薬品管理局（Food and Drug Administration: FDA）や農業省畜産局（Bureau of Animal Industry: BAI）、または農業省漁業水産資源局（Bureau of Fisheries and Aquatic Resources: BFAR）から輸入許可や流通許可などのライセンスを取得していることが求められる。
　一方、個人が1万ペソ以下の貨物を輸入する場合には免税となる（関税法第423条。いわゆるデミニマス・ルール。当該額は3年ごとに見直される）。税関令第02-2016号によれば、デミニマス・ルールにおける通関手続は簡易な手続きであり、実務上可能な限りX線などによるランダムな非開扉検査方式が採られるが、税関職員は開封検査をすることもできる。

（2）贈答品（バリクバヤンボックス）
　海外で働くフィリピン人労働者らがフィリピン国内の家族ら宛に送付する貨物をバリクバヤンボックス（Balikbayan Box）と呼び、関税局ではこれを家族や親類に宛てた贈答品扱いとしている。この貨物は密輸などを防ぐ目的で開梱検査が実施される。

　バリクバヤンボックスは、貨物が商業用の貨物および商業用の数量でないことが条件とされ、個人使用目的の衣服、食品、缶詰などの保存食品などが送付可能である〔関税法第800条（g）〕。
　また、価額が15万ペソを超えない分までであること、1暦年での利用は3回までであることも必要である（当該価額についても3年ごとに見直されることが規定されている）。

　バリクバヤンボックスは「Door to Door」での配達が可能であり、フィリピン国外では、フィリピン領事館に登録し、ライセンスを取得した輸送業者が貨物を取り扱う。
　一方、フィリピン国内では、貿易産業省（Department of Trade and Industry: DTI）フィリピン海運貨物流通局（Philippines Shippers Bureau: PSB）からライセンスを取得したフィリピン国内の輸送業者が貨物の通関や輸送を行うことになっている。貿易産業省のホームページ（http://www.dti.gov.ph）で「balikbayan」で検索すると、海運貨物流通局に承認された貨物輸送業者のリストを閲覧することができる。

## 7. 職業貨物・引越し貨物
　上記のとおり、フィリピンに定住する者（またはその家族）が売買目的でなく個人使用のために持ち込む職業貨物や衣服、動物、家財道具などの個人の携帯品は免税対象となる〔関税法第800条（i）〕。
　引越し荷物であっても、自動車、船舶、航空機や製造機械など、輸入禁止品目（麻薬や銃器、模倣銃や爆発物、模造通貨やポルノ製品、商標権や著作権などの権利侵害商品、品



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

質表示のない貴金属など）、動物検疫や植物検疫を必要とするものは持ち込めない。

実務上は、フィリピンでは就労ビザなどを発給された輸入者に対し、入国後90日以内に荷物がフィリピンに到着することを条件に、航空便または船便1回のみ引越し荷物の免税での通関が認められている。その他の場合には、個人が使用していた中古品であっても課税対象となる。

また、引越し荷物の通関手続きには、航空便で3～4日、船便で8～10日程度を要するようである。通常の通関をする場合は迅速に輸入が許可されるのに対し、免税で通関する場合は、就労ビザ、外国人登録証などの関係書類を提出し、関税局が審査するため、輸入許可の取得に時間がかかる。

8. 旅具通関制度

旅具については、旅行者が自ら携帯したものか別送品として送ったものかを問わず、個人使用の目的に限って簡易通関制度の対象となる〔関税法第800条（h)〕。

同条は、免税措置が認められる旅具について、衣類やアクセサリー、化粧品や洗面用具、携帯用の道具や器具、演劇用の衣装や小道具などと規定しているが、旅具の免税範囲の判断については検査官の裁量によるところが大きいのが実情である。

II. 他法令による個人輸入の数量限度

個人使用目的で下記分量以下の貨物を携帯品（携帯・別送を問わない）、バリクバヤンボックス、郵送・宅配便の方式で輸入する場合には保健省および食料・薬品局の事前の承認手続を要しない（関税局、保健省、食料・薬品局の共同通達第01-2015号）。

1. 食品

- 加工/調理済食品：10kg
- 酒類：2本（1.5リットル未満）

2. 化粧品

- 香水：5個
- 口紅：10個
- シャンプー：2kg
- ローション：2kg
- 石鹸：2kg
- 詰め合わせ：1kg

3.医薬品

- 薬品:処方薬50g



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

4.医療機器

・ 医療機器:各1個（メンテナンス部品は100個）

上述の限度数量を超える分については、通常、各種許可やライセンスの取得を求められる。また、処方薬を持ち込む場合は、医師による証明書などを携帯することが推奨される。

III. 輸入禁止および輸入制限品目

関税局は、空港を利用する入国者などに税関申告書（Customs Declaration1 Form）を航空機内で配布し、輸入禁止品目および輸入制限品目（動植物、通貨、銃器や薬品、DVDや無線機など通信機器類）を持ち込もうとする場合には自己申告することを義務付けている。輸入禁止品目は関税法によって定められる品目とその他の法律、省庁の通達により定められている品目がある。ただし、特別法の施行などで解除されることも多い。

1.輸入禁止品目

関税法第118条により、以下の貨物の輸出入は禁止される。

a. フィリピン政府に対する反逆や治安妨害、フィリピン国民の生命の安全を脅かすことを情宣したり、唆したりする情報が含まれた文書や出版物

b. 不法な堕胎を施術するための道具や薬品、機材など。また、その方法などを直接、間接的に説明したり勧めたりした出版物

c. わいせつまたは不道徳な内容を含む文書や出版物、映画や写真、絵画や彫刻など

d. 完全、もしくは一部分が金や銀、他の貴金属やそれらの合金で製造された貨物で、その純度を示す刻印やマークなどがないもの

e. 関連する法律に違反する粗悪なもの、もしくは偽の商標を付けた食品や薬品

f. 知的財産法などの関連する法律に違反する貨物

g. 管轄を有する機関が発した法律､法令および規則により輸出入が禁止されているその他の貨物

また、他の法令により以下の品目の輸入が禁止される。

a. 商業用古着（共和国法第4653号）

b. 模倣銃（1982年7月31日付指導通達第1264号）

c. 有害廃棄物（フィリピンでの積み替えも禁止）（共和国法第6969号）

d. PCBs（ポリ塩化ビフェニル）（環境天然資源省行政手続き命令第01-2014号）

e. 二輪車の中古部品（エンジンを除く）（大統領令第156-2002号）

f. 右ハンドルの自動車（共和国法第8506号）

g. 生きたピラニア（農業省漁業水産資源局水産行政手続き命令第 126-1979号）



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

h. 生きた小さいエビ、テナガエビ・クルマエビ類のエビ（生育段階問わない）（水産行政手続き命令第207号-2001）

2. 輸入制限品目

関税法第119条により、以下の貨物の無許可輸出入が禁止される。

a. ダイナマイトや弾薬、銃器や武器、爆発物など

b. 現金やタバコなどを配布したり、ギャンブルをしたりするために使用するルーレットやサイコロ、トランプや機械類、またはそれらの部品

c. 政府が認可したものを除く、宝くじや賞金レース、それらの広告

d. 医療目的で政府または危険薬品委員会が認可した者が輸入する場合を除く、マリファナやアヘン、ケシやコカインなどの麻薬もしくは合成麻薬

e. アヘンを吸引するためのパイプや道具

f. 輸出入が制限されているその他の貨物

IV. 展示会出品用貨物について

展示会に出品するためのサンプルを輸入する際は、販売用ではなくあくまで見本市などの展示会への出品用であることを申告し、必要書類などを提出すれば、一時輸入することができる。

ただし、サンプルに関する前記関税法第800条（j）の条件を満たさなければならない。

また、フィリピンは「貨物の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）」に基づく国際共通免税一時通関制度（ATAカルネ制度）に加盟していない。そのため、商品見本や展示用貨物、職業用具などの貨物を持ち込み、一定期間後に再輸出する貨物については、1万ペソ以下の貨物を輸入する場合（デミニマス・ルール。関税法第423条）以外には、関税・租税の合計額と同額にあたる担保を関税局に提供し、一時輸入する必要がある。

V. その他、小口通関に関して日本の輸入者が留意すべきこと

1. 物品税（Excise Tax）

宝石、酒類、タバコなど一部の貨物には物品税が課税され、「Ad Valorem Tax」と呼ばれる従価税により課せられる。貨物と税率は下記表のとおりである。



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

| 貨物 | 税率 |
|---|---|
| 蒸留酒 | 従価税（アルコール割合ごとの小売価格による）、税率 20%<br><br>プルーフリッター（アルコール量の単位）ごとの特別税は、2017 年には毎プルーフリッターに 21.63 ペソ、その後毎年 4%増税される。 |
| 発泡ワインおよびシャンパン | 容積 750ml の瓶の正味の販売価格（付加価値税などを除く）によって異なる。<br>500 ペソ以下：2017 年は 1 リットルごとに 292.47 ペソ、その後各年 4%増税。<br>500 ペソを超える：2017 年は 1 リットルごとに 818.90 ペソ、その後各年 4%増税。 |
| 無発泡ワインおよび炭酸注入ワイン、アルコール割合が体積当たり 14%以下 | 2017 年は 1 リットルごとに 35.10 ペソ、その後各年 4%増税 |
| 無発泡ワインおよび炭酸注入ワイン、アルコール割合が体積当たり 15%を超えて 25%以下 | 2017 年は 1 リットルごとに 70.20 ペソ、その後各年 4%増税 |
| アルコール割合が体積当たり 25%以上に強化されたワイン | 上記の蒸留酒に従って課税 |
| 発酵酒 | 正味の販売価格（付加価値税などを除く）が 50.60 ペソ以下の場合、課税はリットル当たり 21.00 ペソ。50.60 ペソを超える場合、課税は 23.00 ペソ。<br>2017 年 1 月 1 日以降、すべての発酵酒の税金は容積リットルあたり 23.50 ペソ。2018 年 1 月 1 日以降、毎年 4%増税 |



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

| | | |
|---|---|---|
| たばこ製品 | キログラム当たり 1.96 ペソ：<br>(a) 用手的に巻かれたたばこ、あるいは乾燥・硬化という通常の方法以外で消費される状態に加工されたもの<br>(b) 何らかの機械を用いるか用いずに完全にあるいは部分的に調合されたもの、圧縮ないし甘味化されていないもの<br>(c) 調整時の断片、幹などの廃棄物<br>2017 年 1 月 1 日から 2.05 ペソへ増税<br>噛みタバコで他の用途に使えないものは 1.68 ペソ、2017 年 1 月 1 日からは 1.75 ペソへ増税<br>上記のすべてについて、今後は毎年 4%増税。 | |
| 葉巻および紙巻きたばこ | 付加価値税などを除く販売価格の 20%および葉巻一本当たり 5.62 ペソ、2017 年 1 月 1 日より 5.85 ペソへ増税<br>特定の税率は今後は毎年 4%増税。 | |
| （査察費用がかかる） | 葉巻 | 1000 製品ごとに 0.50 ペソ、割合に従う |
| | 紙巻きたばこ | 1000 製品ごとに 0.10 ペソ、割合に従う |
| | 葉タバコ | 1 キログラムごとに 0.20 ペソ、割合に従う |
| | タバコ廃棄物および他のタバコ製造物 | 1 キログラムごとに 0.03 ペソ、割合に従う |
| 石油製品 | 潤滑油（減圧蒸留、香料、添加物などを含む） | リットルあたり 4.50 ペソ |
| | 生成された気体 | リットルあたり 0.50 ペソ |
| | ワックスおよび鉱油 | キログラムあたり 3.50 ペソ |
| | 燃料用に変性されたアルコール。他の特定の法で定められない限り、変性されたアルコールがガソリンと混和されている場合で課税が済んでいる場合、アルコール含有量に関してのみ課税される。 | リットルあたり 0.05 ペソ |



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

| | | |
|---|---|---|
| | ナフサ、通常のガソリンおよび類似の蒸留物 | リットルあたり 4.35 ペソ |
| | 石油化学製品の原料に用いられるナフサ、あるいは国内で抽出された液化天然ガスを用いる火力発電所での燃料入手困難時の代替燃料とする場合 | リットルあたり 0.00 ペソ |
| | 鉛が追加されたプレミアムガソリン | リットルあたり 5.35 ペソ |
| | 鉛が追加されていないプレミアムガソリン | リットルあたり 4.35 ペソ |
| | 飛行機用のターボジェット燃料 | リットルあたり 3.67 ペソ |
| | 灯油 | リットルあたり 0.00 ペソ |
| | 飛行機用の燃料に使われる灯油 | リットルあたり 3.67 ペソ |
| | ディーゼル燃料油、および発電用の類似燃料油 | リットルあたり 0.00 ペソ |
| | 液化された石油ガス。自動車の燃料とする場合にはディーゼル燃料と同様の課税とする | リットルあたり 0.00 ペソ |
| | アスファルト | キログラムあたり 0.56 ペソ |
| | 貯蔵庫用の燃料油、および類似の発電力を有する燃料油 | リットルあたり 0.00 ペソ |
| 鉱物製品 | 石炭およびコークス | メートル法の 1 トンあたり 10.00 ペソ |



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

| | | |
|---|---|---|
| | 鉱物および非金属鉱物製品、採掘資源 | 地元で採掘された場合は実際の市場価格の 2%<br>輸入された場合は税関の定める関税に従う |
| | 地域で生産された天然ガスおよび液化天然ガス | 0.00 ペソ |
| | 地元で生産された石油 | 国際的な市場価格の 3% |
| 必須でない貨物 | 税関の定める輸入における価値あるいは卸売価格の 20% | |
| 自動車 | 0 ペソから 600,000 ペソまで | 2% |
| | 600,000 ペソから 1,100,000 ペソまで | 12,000 ペソおよび 600,000 ペソを超えた価格の 20% |
| | 1,100,000 ペソから 2,100,000 ペソまで | 112,000 ペソおよび 1,100,000 ペソを超えた価格の 40% |
| | 2,100,000 ペソ以上 | 512,000 ペソおよび 2,100,000 ペソを超えた価格の 60% |

経済連携協定

フィリピンと日本は、日本・フィリピン経済連携協定、日・ASEAN包括的経済連携協定の2つの経済連携協定（EPA）を締結している。フィリピンに輸入する際にこれらの協定の特恵税率の適用を受ける場合、輸出者は日本商工会議所から特定原産地証明の発給を受け、協定に基づいた手続きを行う必要がある。

3. 関税・通関制度の今後

2016年のドゥテルテ新大統領の就任により、麻薬などの法禁物輸入および税関職員の汚職に対する厳罰化、法令に違反する輸入業者の資格取消など、通関手続における取締を強化する政策が打ち出されている。



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

VI. 各記載内容の根拠法、条文各リンク

フィリピン共和国法第 10863 号の中の税関近代化および関税法

関税局およびフィリピン郵便（Philpost）の覚書（2014 年 10 月 14 日付）
http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/11/Memorandum-Memorandum-of-Agreement-between-the-Philippine-Postal-Corporation-PHLPost-and-the-Bureau-of-Customs-BOC.pdf

2000 年電子交易法（フィリピン共和国法第 8792）

通関行政令第 01-2016 号　別紙参照のこと

関税局通達第 40-98 号　別紙参照のこと

通関行政令第 02-2016 号

フィリピン共和国法第 4653 号

1982年7月31日付指導通達第1264号

フィリピン共和国法第6969号

環境天然資源省行政手続き命令第01-2014号

大統領令第156-2002号

フィリピン共和国法第8506号

水産行政手続き命令第 126-1979号　別紙参照のこと

水産行政手続き命令第207-2001号　別紙参照のこと

内国歳入法



Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.

小口貨物の通関・関税制度（フィリピン）

2017年3月作成

作成者　日本貿易振興機構（ジェトロ）お客様サポート部貿易投資相談課
〒107-6006　東京都港区赤坂1-12-32
Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.